

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1

政策形成及び方針決定の場への 女性の参画の推進

現状と課題

男女共同参画の社会を実現するためには、これまで男性が多かった分野においても、女性の参画により女性ならではの視点や新たな意見を取り入れていくなど、社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが必要です。

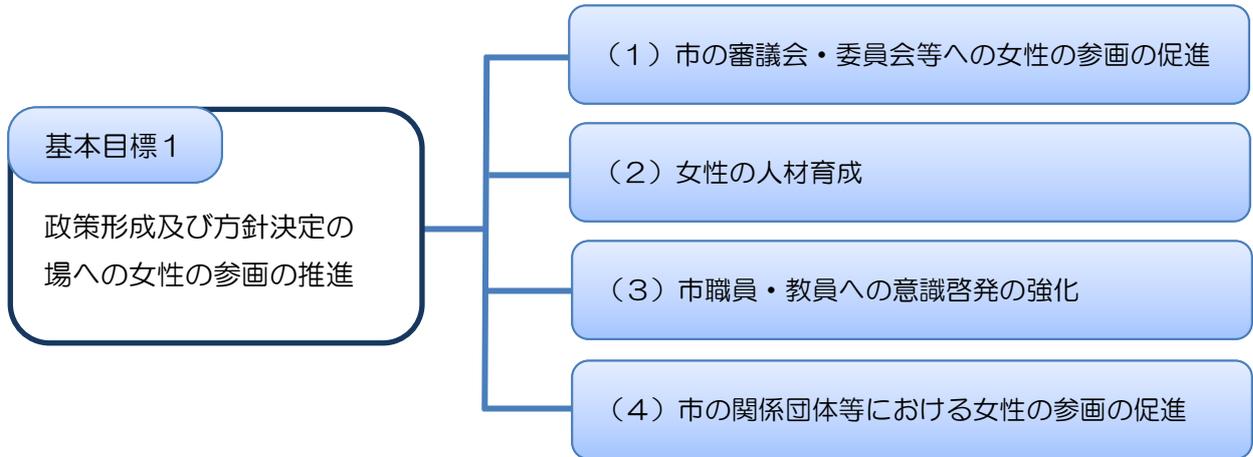
全国的には、上場企業の女性役員数が平成27年度から令和2年度までの間に2.2倍に増加するなど、経済分野を中心として政策・方針決定過程への女性の参画は進展しています。

本市においては、審議会・委員会等への女性参画の促進のほか、女性の人材育成や啓発活動等を実施しており、特に、市の管理職的地位（ポスト補佐含む）にある職員の占める女性の割合は伸びてきています。一方、審議会・委員会等への女性委員の割合は依然として低く、政策・方針決定の場への女性の参画はいまだ不十分となっています。

令和元年度に、本市内において実施した女性活躍推進に関する事業者アンケート（以下「女性活躍推進アンケート」という。）によると、女性管理職の割合が21%未満の事業所が半数を占めました。また、今後の女性管理職の登用については、多くの事業所が登用に前向きな姿勢を示したものの、「登用していく考えはない」との回答も3割を占めていたことから、女性の参画についての理解をさらに促していくことが重要となっています。

このことから、今後も、本市が率先して女性の参画を推進し、市の関係団体等への意識啓発や女性の人材育成を進めていく必要があります。

基本目標 1 における施策の方向



評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
審議会・委員会等に占める女性委員の割合	25.8%	40%
女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合	19.4%	25%
市の管理的地位（ポスト補佐含む。）にある職員に占める女性の割合	29.5%	未定

主な取組

施策の方向（１）市の審議会・委員会等への女性の参画の促進



ア 市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用を促進します。

主な取組	担当課
①審議会・委員会等への女性の登用促進 ②「女性人材リスト」の充実及び活用促進 ③設置根拠となる条例・要綱等の見直しの促進	【地域協働課】

施策の方向（２）女性の人材育成



イ 女性が方針決定の場において活躍できるよう、能力発揮と意識の向上を図るための研修事業を実施します。

主な取組	担当課
④女性の能力発揮と意識の向上	【地域協働課】

ウ 女性職員の職域や業務の拡大、研修の参加機会の拡大を図り、能力が十分活かせる環境づくりを行います。

主な取組	担当課
⑤女性職員の積極的な研修への派遣 ⑥女性職員の職域・業務拡大のための基礎調査の実施	【人事課】

施策の方向（３）市職員・教員への意識啓発の強化



エ 市職員が、率先して男女共同参画を推進するよう、意識啓発や研修の充実を図ります。

主な取組	担当課
⑦職員研修の充実	【人事課】
⑧広報を活用した男女共同参画についての市職員への意識啓発	【地域協働課】
⑨各校の現職教育（教員の資質向上のための研修）の充実	【学校教育課】

オ 女性活躍推進法に基づき、男女の均等な機会を確保するとともに、適性を重視した性別にとらわれない登用を促進します。

主な取組	担当課
⑩管理職及び組織内委員等への積極的な女性職員の登用	【人事課】

施策の方向（４）市の関係団体等における女性の参画の促進



カ 市の関係団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行います。

主な取組	担当課
⑪ホームページ等による情報提供 ⑫意見交換会等における普及啓発	【地域協働課】

基本目標2

地域・学校における 男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、子どもの頃から地域や学校における男女共同参画の意識と実践の教育が重要です。

本市においては、地縁団体（自治会等）、市民活動団体や女性団体等との連携、学校教育の場における平等教育や道徳の授業等の実践、各種セミナーをはじめとした様々な啓発活動等を実施してきました。

地域活動においては担い手不足が叫ばれていますが、地域の多様な課題解決のためには、さまざまな性別や年齢等の市民に関わってもらうこと、また、性別や年齢等により役割が固定されないことが重要であります。このことは、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会の構築につながります。

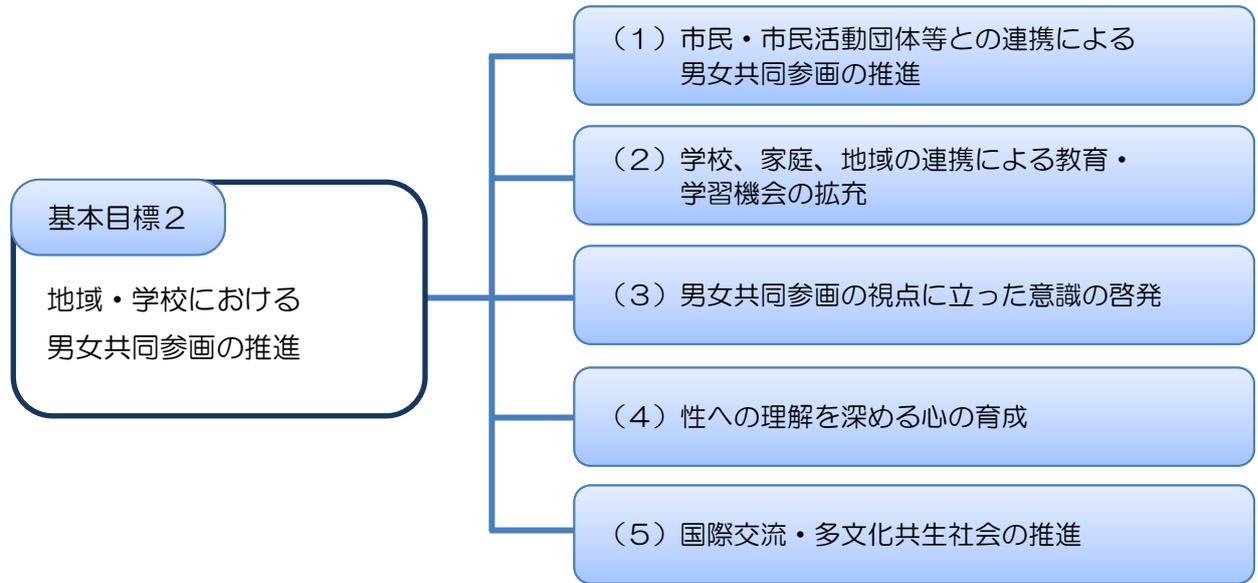
女性がリーダーとなり活躍する市民活動団体等の組織も見受けられるようになってきましたが、さまざまな場面で、いまだ固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）にとらわれている状況であります。

また、学校においても、これまで取り組んできた男女平等教育とあわせ、命の尊さや性に対する正しい知識を深める取組により、新たな命を大切に育てることや虐待防止につなげることが、これまで以上に重要になってきています。

このため、学校と地域が連携した教育を進めるなど、次代を担う子どもたちに対する男女共同参画の意識の醸成が求められています。

さらには、グローバル化の進展に伴う国際交流・多文化共生社会の推進や、多様な性に対する社会的偏見や差別をなくすため、性的マイノリティ（性的少数者）への理解の促進に取り組むなど、学校や市民活動団体等と連携し進めていく必要があります。

基本目標2における施策の方向



評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	73.3% ^{※1}	100%
自治会等役員に占める女性の割合 ^{※2}	19.0%	25%
性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合	43.5% ^{※1}	100%

※1 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

※2 自治会等役員とは、自治会等の会長、副会長、会計、幹事等のすべての役員のこと

主な取組

施策の方向（１）市民・市民活動団体等との連携による男女共同参画の推進



キ 地縁団体等の運営や活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画するよう働きかけを行います。

主な取組	担当課
⑬地縁団体等の長や役員への女性登用の働きかけ	【地域協働課】

ク 市民活動に関する情報提供や相談事業等を行うほか、男女共同参画に関する学習情報を提供します。

主な取組	担当課
⑭石巻市NPO支援オフィスを活用した市民活動の促進	【地域協働課】

ケ 市民活動団体や女性団体等との交流の場を提供するほか、協働事業の実施により男女共同参画を推進します。

主な取組	担当課
⑮市民活動団体や女性団体等のネットワークの強化	【地域協働課】
⑯市民活動団体や女性団体等との協働事業の実施	

施策の方向（２）学校、家庭、地域の連携による教育・学習機会の拡充



コ 男女平等を基本とした男女共同参画に関する教育を推進します。

主な取組	担当課
⑰副読本等を活用した人権教育の実施	【学校教育課】
⑱異性についての正しい理解を深める道徳授業実践の奨励	
⑲勤労観や職業観を育てるキャリア教育の充実	

サ 家庭、地域と連携した教育を進めるため、学校での取組等の情報を地域に発信します。

主な取組	担当課
⑳各学校での情報紙、ホームページの作成	【学校教育課】

シ 専門家等との連携・協力により、出前講座実施メニューの充実を図り、学習機会を提供します。

主な取組	担当課
㉑くらし、健康、福祉・保健、教育等各分野の出前講座メニューの充実	【生涯学習課】

ス 家庭における男女平等教育支援のための学習機会を提供します。

主な取組	担当課
②②保護者に対する男女平等教育についての学校と家庭との連携協力の働きかけ ②③幼稚園及び小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級の開催 ②④家庭教育学級の対象校の拡大 ②⑤世代間交流事業の実施	【学校教育課】 【生涯学習課】

施策の方向（3）男女共同参画の視点に立った意識の啓発



セ 男女が対等なパートナーとして支え合い、共に創る男女共同参画社会に向けての認識と理解を深めるよう、意識啓発を図ります。

主な取組	担当課
②⑥男女共同参画関連セミナー等の開催 ②⑦男女共同参画週間事業の実施 ②⑧男性及び若者に向けた広報・啓発事業の実施	【地域協働課】

ソ 男女共同参画の視点に配慮した、さまざまな広報により意識啓発を図ります。

主な取組	担当課
②⑨ホームページ等を活用した意識啓発	【地域協働課】

施策の方向（4）性への理解を深める心の育成



タ 性に関する正しい認識を深めるため、発達段階に応じた教育の充実を図ります。

主な取組	担当課
③⑩性に関する全体指導計画の整備と計画的な実施 ③⑪市立高校における性教育講話の実施	【学校教育課】 【地域協働課】

チ 人権を尊重し、多様な性の在り方についての理解を促進するとともに、男女を問わず、性的指向、性自認、性同一性障害に関する悩みに対し相談体制を整備します。

主な取組	担当課
③⑫人権を尊重した性的マイノリティへの理解促進 ③⑬性的指向、性自認、性同一性障害に関わる相談の実施	【地域協働課】 【市民相談センター】 【学校教育課】

施策の方向（5）国際交流・多文化共生社会の推進



ツ 地域社会の国際化に併せ、男女が共に国際的視野を持ち、自ら考え行動できるような環境の整備に向け、国際交流活動を促進します。

主な取組	担当課
③④国際交流団体及び外国人への支援団体に対する活動支援	【地域振興課】

テ 将来の国際人を育成するため、青少年を対象とした人材育成と語学力向上を図ります。

主な取組	担当課
③⑤海外との青年交流事業の実施	【地域振興課】

ト 関係機関・関係団体と連携し、外国人への支援に努めます。

主な取組	担当課
③⑥外国人相談窓口の設置 ③⑦多文化共生推進事業の実施	【地域振興課】

基本目標 3

働く場における 女性の活躍推進に向けた環境の整備

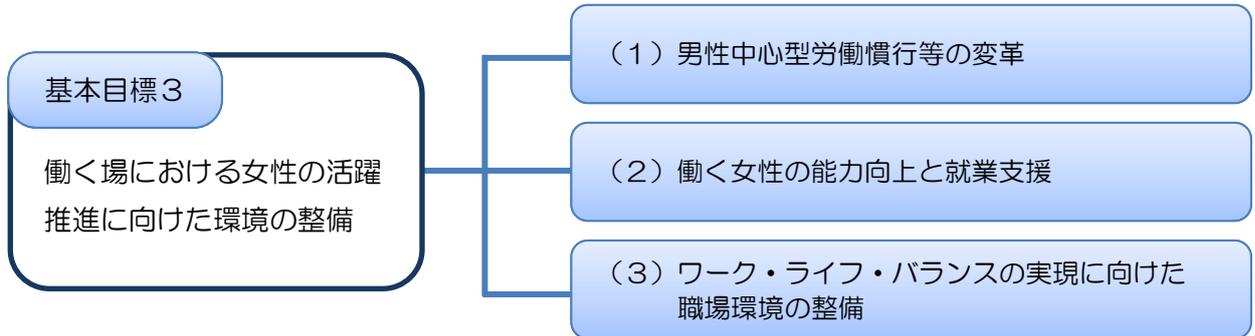
現状と課題

女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮して活躍することが重要となっています。国においては、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性が活躍できるような環境整備に向けた取組が進められてきました。また、事業者においては、勤務体制の工夫や育児休業取得率の向上、女性の出産後復帰を当たり前とした職場環境にしているなど、積極的な取組を行っているところもみられます。こうした中、全国的には平成27年度から令和元年度までの間に、生産年齢人口が減少する中で女性の就業者数が228万人増え、第1子出産前後の女性の就業継続率は、これまで4割前後で推移してきたものが近年5割を超え大きく上昇しています。保育の受け皿整備などの両立支援施策を背景に、M字カーブ問題は確実に解消に向かっています。

本市においても、平成30年8月に女性活躍推進会議を設置し、女性の個性と能力を十分に発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、積極的な女性の登用や能力開発を図るための事業者等への啓発、学習機会の提供などに取り組んでいますが、固定的な性別役割分担等の意識はいまだ根強く残っています。このため、男女が共にやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送れるよう、男性中心型労働慣行の見直しなどの働き方改革や、育児休業や介護休業等を取得しやすい職場環境の改善が進むよう、更なる啓発に努めていく必要があります。

また、仕事だけではなく、家事・育児・介護、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、平成30年7月に成立した働き方改革関連法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組も推進していく必要があります。

基本目標3における施策の方向



(1) ~ (3) は女性活躍推進計画を包含

評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者数	25人	30人
「女性のチカラを活かす企業」認証企業数	20社	30社
市の男性職員の育児参加休暇取得割合	100%	100% (予定)

主な取組

施策の方向（１）男性中心型労働慣行等の変革



ナ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業者等に対して普及・啓発を行います。

主な取組	担当課
⑳労働実態に関する情報の収集 ㉑関係機関・団体と連携した啓発の促進	【商工課】

ニ 職場における固定的な性別役割分担の意識を見直し、女性の積極的な参画を推進します。

主な取組	担当課
㉒ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発及び情報提供	【地域協働課】 【商工課】

ヌ 男性が家庭生活や地域活動へ積極的に参画しやすい環境づくりを推進します。

主な取組	担当課
㉓男性が育児・家事に参加することに対する意識啓発	【地域協働課】

施策の方向（２）働く女性の能力向上と就業支援



ネ 働く女性の職業能力を向上させるために必要な情報提供や、再就職や起業を目指す人に対する支援を関係団体と連携し実施します。

主な取組	担当課
㉔働く女性の職業能力の向上と再就職や起業を目指す人に対する支援 ㉕関係機関・団体と連携した各種セミナーの開催	【商工課】 【産業推進課】 【地域協働課】

ノ 農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与し、意欲を持って経営に参画できるよう、男女共同参画に係る普及啓発や情報提供を行います。

主な取組	担当課
㉖家族経営協定の締結促進 ㉗女性の力を活かした農業の持続的な発展と農政の円滑な推進 ㉘漁業地域のイメージアップ、安全性向上等に女性の力を活用 ㉙関係機関・団体と連携した啓発活動及び情報提供	【農林課】 【水産課】 【商工課】



施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備

ハ 男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活の実現に向け、啓発事業の充実を図ります。

主な取組	担当課
④⑧ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ④⑨県や国が行う認定・表彰制度（「女性のチカラを活かす企業」「くるみん」等）の普及啓発	【地域協働課】 【商工課】

ヒ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市職員が率先して育児休業や介護休業等を積極的に取得できるよう促進します。

主な取組	担当課
⑤⑩ 男性職員の育児参加休暇取得の推進 (51)職員に対し子育て支援に関する制度の周知 (52)庁内電子掲示板等を活用した職員への定期的な周知	【人事課】 【教育総務課】

フ 事業者等や関係機関と連携し、各種制度の情報提供を行うとともに、事業者等の取組を支援します。

主な取組	担当課
(53)各種支援制度に関する説明会や個別相談会の周知等 (54)市報やホームページによる就業支援情報の周知	【商工課】

基本目標4

家庭生活における 男女共同参画の実現の促進

現状と課題

人生100年時代の到来に伴い、家庭生活においても、健康を保ちながら持続可能な働き方を実践し、個人としての多様な活動や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすといわれています。

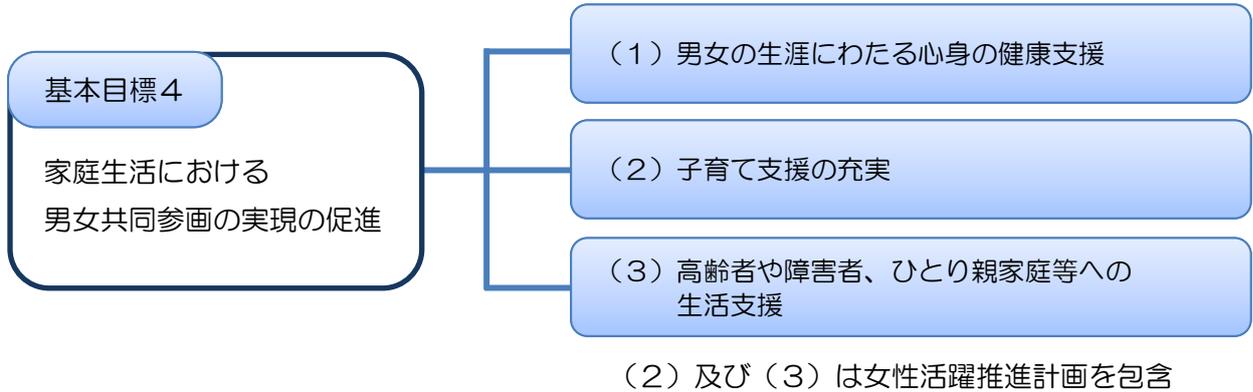
医療の進歩や健康意識の高まりとともに平均寿命は延びていますが、健康寿命を延ばすためには若いうちからの意識が大切であることから、生活習慣病予防や各種健（検）診の重要性についての啓発を行い、男女の生涯にわたる心身の健康を支援する取組が求められます。

また、本市の子どもをもつ女性の勤労意欲も、社会的な女性活躍推進の動きとともに高まっていますが、保育施設の入所待機児童数はなかなか解消できない現状であり、引き続き、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図る必要があります。

令和2年3月に本市において策定した「第2期石巻市子ども未来プラン」では、安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を促すことを基本施策として掲げています。このことから、子どもの健やかな成長を支えるために、親自身の健康を確保することとともに、子育てしやすい就労環境の整備や多様な保育サービスの充実が重要となってきます。

近年、ますます晩婚化が進み、子育てに加え親の介護が同時進行する「ダブルケア」に直面する状況も増えてきています。高齢者や障害者等への様々なニーズに対する生活支援策の充実と、さらには、ひとり親家庭等への必要な情報提供や助成を行い、生活の自立に向けた支援の推進に努める必要があります。

基本目標4における施策の方向



評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
保育施設入所待機児童数	12人	0人 (毎年度解消を目指す)
保育施設における一時預かり事業の実施箇所数と受入定員	4か所 定員30名	5か所 定員40名
休日保育の実施箇所数と受入定員	0か所	2か所 定員40名程度
病児保育の利用年間延人数	延356人	延400人
放課後児童クラブの実施箇所数と受入定員	48か所 定員2,355名	48か所 定員2,455名
子育て世代包括支援センター相談窓口実施箇所数	10か所	12か所
「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	49.6% ^{※1}	70%

※1 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

主な取組

施策の方向（１）男女の生涯にわたる心身の健康支援



ハ 学習機会の提供や健康相談・健康診査・訪問指導を実施し、男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

主な取組	担当課
(55)母子健康手帳交付時、個別面接の実施 (56)助産師による産前産後の心とからだのトータルケア推進事業の実施 (57)妊婦一般健康診査費の助成事業の実施 (58)妊婦歯科健康診査の実施 (59)産婦に対する訪問指導の実施 (60)こころの相談事業の実施 (61)健康・体力づくり、生活習慣病予防に関する啓発の実施 (62)各種健（検）診の重要性の啓発と検診の実施 (63)禁煙指導（喫煙に関する正確な情報提供）の実施 (64)発育・発達状況に応じた、生涯にわたる健康管理に関する教育の充実 (65)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念についての普及啓発	【健康推進課】 【子育て支援課】 【学校教育課】 【地域協働課】

施策の方向（２）子育て支援の充実



ホ 子育てに関する様々なニーズに対応する支援業務を強化します。

主な取組	担当課
(66)保育所待機児童の解消 (67)延長保育事業の実施 (68)一時預かり事業の実施 (69)休日保育事業の実施 (70)乳児保育の充実 (71)障害児保育の充実 (72)病児保育事業の実施 (73)放課後児童クラブの充実 (74)認可外保育施設に対する支援 (75)地域子育て支援拠点事業の実施 (76)子どもセンター「らいつ」の活用促進 (77)ファミリー・サポート・センター事業の活用促進 (78)子ども医療費助成の充実 (79)様々な子育ての情報発信の充実	【子ども保育課】 【子育て支援課】 【保険年金課】

マ 子どもの気持ちや保護者の悩みを理解し、子どもの健全育成を支援するため、相談事業の充実を図ります。

主な取組	担当課
(80)児童・母子相談、父子相談、少年相談の実施 (81)臨床心理士等の専門カウンセラーによる相談会の実施 (82)養育支援訪問事業の実施 (83)要保護児童対策地域協議会との連携	【虐待防止センター】 【市民相談センター】

ミ 家族が協力し合いながら、安心して健やかに子育てができるよう支援します。

主な取組	担当課
(84)乳幼児健診の実施 (85)育児や健康等の多様な子育てに関する悩み事相談の実施 (86)男性の育児参加促進事業の実施 (87)子育て世代包括支援センター事業の実施 (88)家庭の子育て機能強化に向けた意識啓発	【健康推進課】 【子育て支援課】 【教育総務課】

ム 地域の保育者における自主的な子育てサークルの育成を支援します。

主な取組	担当課
(89)子育てサークルを対象とした育児相談や歯科相談、栄養相談の実施	【健康推進課】

施策の方向（3）高齢者や障害者、ひとり親家庭等への生活支援



メ 高齢者及び障害者に関する様々なニーズに対する支援業務の強化に努めるとともに介護保険事業の充実を図ります。

主な取組	担当課
(90)高齢者や障害者及び家族に対する相談・支援の実施 (91)高齢者や障害者の理解を深めるための普及啓発 (92)高齢者への生活支援及び地域支援事業の実施（ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業、地域支援事業、災害時要支援者対策等） (93)高齢者の健康づくり事業の実施 (94)高齢者教室の開催 (95)障害福祉サービス等の充実 (96)介護予防事業及び認知症対策事業の実施 (97)介護サービスの充実	【健康推進課】 【介護保険課】 【福祉総務課】 【障害福祉課】 【公民館】

モ ひとり親家庭に対し必要な情報の提供や助成を行うとともに、生活の安全と自立支援の促進を図ります。

主な取組	担当課
(98)児童扶養手当や母子父子家庭医療費助成制度の周知 (99)母子家庭等自立支援事業の実施（就労支援事業等） (100)母子・父子家庭への児童扶養手当の支給 (100)母子・父子家庭への医療費の助成	【子育て支援課】

基本目標5

男女間におけるあらゆる暴力の根絶と 被害者支援の推進

現状と課題

虐待に関する相談や通報等は年々増加傾向にあり、特に震災後は住環境や家族構成の変化などにより、複雑化・重症化する事案や複合的な虐待の事案が多くなっていることから、平成25年度に石巻市虐待防止センターを設置し、各種暴力に関する相談及び支援を行っています。

配偶者やパートナーからの暴力(以下「DV」という。)や各種虐待による被害者の多くは、女性、子ども、高齢者、障害者等ですが、近年では男性でも言葉の暴力等の被害を受ける傾向が見受けられるほか、ストーカー被害も社会問題化しています。

さらに、情報通信技術 (ICT) の進化や SNS などの新たなコミュニケーションの広がりに伴い、暴力の形態も一層多様化しています。

また、職場におけるハラスメントは、本人に悪意がなくても相手の尊厳を傷つける行為につながる場合があり、セクシャル・ハラスメントだけではなく多様なハラスメントがあることを理解しておく必要があります。

DVやハラスメントへの理解が市民へ十分に浸透するとともに、相談窓口が身近なものとして実感できるよう周知を徹底し、あらゆる暴力の根絶に向けて、学校、家庭、職場、地域において暴力に関する正しい知識の普及啓発を行い、人権が尊重される社会づくりに努めることが求められています。

あわせて、地域全体での見守りや暴力事案の早期発見・早期対応ができるよう、今後も、宮城県や関係機関と連携を密にしながら、継続的に支援を行っていく必要があります。

基本目標5における施策の方向



(1) ~ (3) はDV防止計画を包含

評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
DVの内容について正しく理解している人の割合 ※1	36.9% ※2	100%
セクハラ又はDV被害に遭ったときの相談窓口を知っている人の割合	36.6% ※2	100%
石巻市虐待防止センターを知っている人の割合	28.8% ※2	100%

※1 身体的、精神的、性的、社会的、経済的の5つの暴力について理解していること

※2 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

主な取組

施策の方向（１）男女間におけるあらゆる暴力等の根絶



ヤ DVに関する正しい知識を深めるとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を促進します。

主な取組	担当課
(102)男女間の暴力根絶に関するセミナー等の開催 (103)関係機関・団体と連携した人権啓発事業の実施 (104)広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報・啓発	【虐待防止センター】 【総務課】

ユ あらゆる場におけるハラスメントをなくすための取組を推進します。

主な取組	担当課
(105)ハラスメント防止に関するセミナー等の開催 (106)事業者に対するハラスメント防止の働きかけ (107)相談機関についての情報提供	【人事課】 【商工課】

施策の方向（２）暴力被害者に対する支援の拡充



ヨ 被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携の強化を図ります。また、被害者及び支援者の安全確保を優先し、継続支援を行うため、定期的に関係機関による検討会議を開催します。

主な取組	担当課
(108)専門カウンセリング事業の実施 (109)DV相談窓口の周知の徹底 (110)相談業務担当者の資質の向上 (111)関係機関とのネットワークの充実 (112)配偶者暴力相談支援センター事業の実施	【健康推進課】 【虐待防止センター】

ユ DVやストーカーによる被害者の被害の拡大防止を図るとともに、被害者の自立に向けた取組を支援します。

主な取組	担当課
(113)住民票の写し等の発行・閲覧の制限 (114)市営住宅申込に係る優先的な入居の考慮 (115)一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所支援 (116)保護命令の申立指導 (117)DV被害者の自立に向けた、児童手当受給に関する支援策の実施	【市民課】 【住宅課】 【虐待防止センター】 【子育て支援課】

施策の方向（3）子ども・高齢者・障害者等への虐待の防止



リ 子ども・高齢者・障害者等に対する虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

主な取組	担当課
(118)関係機関と連携し、複雑化する虐待ケースに対応 (119)子どもに対する暴力・虐待防止の啓発 (120)子どもの日常生活調査の実施 (121)特定妊婦対象者会議の開催 (122)保育士、放課後児童クラブ指導員による利用児童の日常観察の徹底	【虐待防止センター】 【子育て支援課】 【子ども保育課】

基本目標6

地域の防災における 男女共同参画の推進

現状と課題

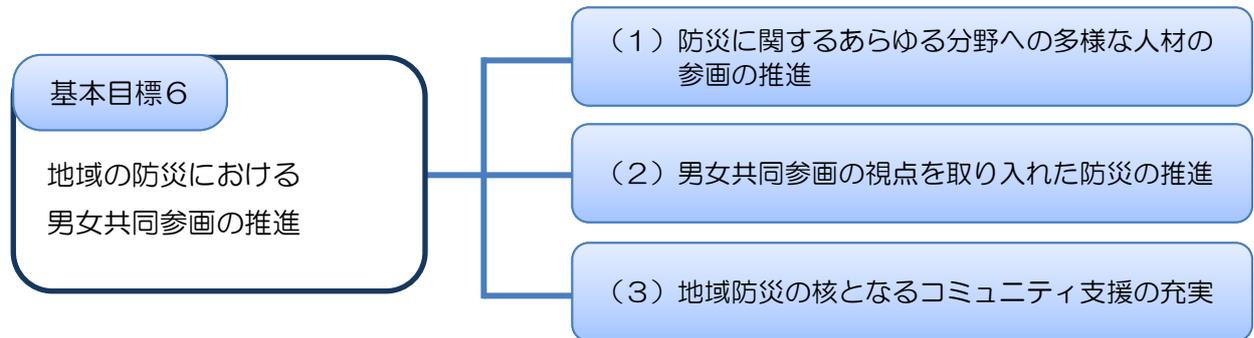
大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、市民や地域組織が中心となって「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められます。

このことから、平成26年12月に石巻市地域防災計画を改正し、自助・共助・公助の連携の必要性を位置づけるとともに、災害時の備えとして、女性や乳幼児に配慮した備品・備蓄、授乳場所の整備等に取り組むこととしました。また、地域における防災活動においても、男女共同参画の視点や要支援者に配慮した訓練の実施、女性の消防団への入団や自主防災組織への参画促進、防災リーダーの育成等を行っています。

大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすとともに、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることとなります。今後も大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することのないようにしていく必要があります。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策においても、国の方針を踏まえ、各種対策を男女共同参画の視点を取り込みつつ実施することが重要になります。すべての市民が安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、各種支援事業の実施と、関係機関等との連携強化を継続して行っていく必要があります。

基本目標6における施策の方向



評価指標・参考指標

評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
石巻市防災会議の委員に占める女性の割合	16.2%	30%
毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合	40%	40%

主な取組

施策の方向（１）防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画の推進



ル 男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していきけるよう、多様な人材の参画を促進します。

主な取組	担当課
(123)石巻市防災会議への女性委員の登用の促進 (124)地域防災活動における女性等の参画の促進 (125)自主防災組織における女性の参画の促進 (126)消防団への女性の入団促進 (127)女性の防災リーダーの育成	【地域協働課】 【危機対策課】 【防災推進課】

施策の方向（２）男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進



レ 防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を実施します。

主な取組	担当課
(127)積極的な防災意識の啓発 (128)男女共同参画の視点に配慮した避難所運営の推進	【地域協働課】 【危機対策課】 【防災推進課】

施策の方向（３）地域防災の核となるコミュニティ支援の充実



ロ 共に支え合い助け合う地域づくりの実現のための交流活動等の充実と支援を行います。

主な取組	担当課
(130)地域介護予防活動支援事業（住民主体によるサロン活動支援）の実施 (131)支え合い活動支援事業の実施 (132)傾聴ボランティア活動の実施 (133)自主防災組織に対する補助金を活用した地域防災力の向上	【介護保険課】 【福祉総務課】 【健康推進課】 【危機対策課】

評価・指標一覧

評価指標一覧

本計画の推進状況を把握するために評価指標項目を設け、男女共同参画社会の実現へ向けた目標値を以下のとおり設定しました。

基本目標	評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
1	審議会・委員会等に占める女性委員の割合	25.8%	40%
	女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合	19.4%	25%
	市の管理的地位（ポスト補佐含む。）にある職員に占める女性の割合	29.5%	未定
2	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	73.3% ※1	100%
	自治会等役員に占める女性の割合 ※2	19.0%	25%
	性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合	43.5% ※1	100%
3	男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者数	25人	30人
	「女性のチカラを活かす企業」認証企業数	20社	30社
	市の男性職員の育児参加休暇取得割合	100%	100%（予定）
4	保育施設入所待機児童数	12人	0人 (毎年度解消を目指す)
	保育施設における一時預かり事業の実施箇所数と受入定員	4か所 定員30名	5か所 定員40名
	休日保育の実施箇所数と受入定員	0か所	2か所 定員40名程度
	病児保育の利用年間延人数	延356人	延400人
	放課後児童クラブの実施箇所数と受入定員	48か所 定員2,355名	48か所 定員2,455名
	子育て世代包括支援センター相談窓口実施箇所数	10か所	12か所
	「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	49.6% ※1	70%

基本 目標	評価指標項目	現状値 (令和元年度 又は 令和2年4月1日現在)	目標値 (令和7年度)
5	DVの内容について正しく理解している人の割合 ※3	36.9% ※1	100%
	セクハラ又はDV被害に遭ったときの相談窓口を知っている人の割合	36.6% ※1	100%
	石巻市虐待防止センターを知っている人の割合	28.8% ※1	100%
6	石巻市防災会議の委員に占める女性の割合	16.2%	30%
	毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合	40%	40%

※1 平成30年度石巻市市民意識調査（令和元年度未実施）

※2 自治会等役員とは、自治会等の会長、副会長、会計、幹事等のすべての役員のこと

※3 身体的、精神的、性的、社会的、経済的の5つの暴力について理解していること